

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	第5次北本市地球温暖化対策実行計画（案）
市民参画の手続の実施時期	令和5年7～9月（アンケート） 令和5年8月から令和6年2月（5回、環境審議会）
市民参画を求める方法	アンケートの実施 北本市環境審議会の開催
対象施策が定められるまでの手順	業務委託により計画策定を行い、市民・事業者を対象としたアンケートの実施、環境審議会における内容の審議、パブリックコメントの募集を経て、市内の温室効果ガス削減を目的とする計画を策定する。
担当課名	市民経済部環境課
特記事項	